

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、満3歳から5歳の児童については、利用者負担額が無償となります（無償化となる金額には上限があります。また、施設が保護者より実費で徴収する費用は対象外です^{※1}）。

また、通常の教育時間を超えて児童を施設でお預かりする「預かり保育」についても、世帯の状況に応じて、無償化の対象となる場合があります（裏面「参考1」参照）。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に利用内容に応じた手続きをしていただき、神戸市において「施設等利用給付認定」を受けることが必要です。

以下をご確認のうえ、該当する認定を申請してください。

※1 利用者負担額以外の、施設が保護者から実費で徴収する費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については、無償化の対象外となります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

- 1. 認定の種類** 通常の教育時間のみを利用する方（預かり保育は利用しない方）⇒ 新1号認定
通常の教育時間と預かり保育の両方を利用する方 ⇒ 新2・3号認定

★保育の必要性の認定（預かり保育無償化の認定）を申請するか決まっていない方★

まずは、新1号認定を申請してください。後日、預かり保育の利用が決まった場合、利用開始の2ヶ月前の末日までに新2・3号認定を改めて申請してください。

- 2. 申請方法** 以下のとおり電子申請を行ってください。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ① 神戸市スマート申請システム(e-KOBE)にアクセスし、まずは利用者登録を行います。
- ② 利用規約を確認の上、メールアドレスを登録してください。登録いただいたメールアドレス宛に認証コードを記載したメールを送信しますので、30分以内に認証コードを入力してください。その後、利用者情報（パスワードの設定・氏名・住所等）を入力し、登録完了です。
- ③ トップページに戻り、**手続き一覧(個人向け)**→**子育て・教育**→**幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育**→**子どものための教育・保育認定手続き**の順に選択します。
- ④ ★新1号認定の方 **【新規認定】施設等利用給付認定1号認定(新1号)**を選択します。
★新2・3号認定の方 **【新規認定】施設等利用給付認定2・3号認定(新2・3号)**を選択します。
- ⑤ 以降、入力フォームに従って、必要な情報を入力してください。
- ⑥ 申請完了後は、申請受付メールが届いたか、必ず確認してください。

3. 申請期限 4月入園の場合………期限は園の指示に従ってください。
4月以外の入園の場合…利用開始の2ヶ月前の末日までに申請してください。

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となった場合、受領日以降の認定開始となります。

遡って認定することはできませんので十分ご注意ください。

(参考1)対象確認表

利用内容	無償化の対象者年齢
通常の教育時間	満3歳～5歳児(上限額 28,000 円)
預かり保育 (通常の教育時間を超えた預かり)	・クラス年齢3歳～5歳児(上限額 12,300 円) ^(※2) ・市町村民税が非課税の満3歳児(上限額 17,700 円) ^(※2) ※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります ※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです ※無償化の対象額に上限があります

※2 預かり保育の利用料は施設によって異なります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

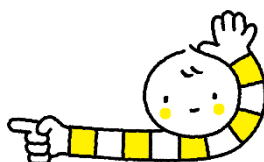
(参考2)保育の必要性を認める事由

事由	状況
就労	保護者が就労している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就労)
妊娠・出産	母親が出産前後である
疾病・障がい	保護者が病気やけが、または心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている (継続して1か月あたり 64 時間以上の介護・看護)
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求職活動	保護者が求職活動中である
就学	保護者が就学している(継続して1か月あたり 64 時間以上の就学)

問い合わせ先

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町 111 番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952

保育施設のご利用に関するご質問にチャットボットがお答えします



2026年9月発行
神戸市こども家庭局幼保事業課